

有効期間満了日 令和5年3月31日

熊交規第416号

令和元年6月28日

大規模災害に伴う緊急通行車両等の事前届出及び確認事務の適切な取扱いについて（通達）

大規模災害に伴う緊急通行車両等の事前届出及び確認事務の取扱いについては、「大規模災害に伴う緊急通行車両等の事前届出及び確認事務の適切な取扱いについて（通達）」（平成31年1月23日付け熊交規第62号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正により同法に定める「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められることに伴い、別添「大規模災害に伴う緊急通行車両等の事前届出及び確認事務の取扱い要領」に定める様式を整理し、本年7月1日から実施することとしたので、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

また、旧通達別記様式第1、別記様式第3、別記様式第5、別記様式第10から第12に関しては、用紙が残存している限り、この通達の施行日以後においても、使用することができるものとする。

※ 別添、別記様式（略）